

(22)大阪体育大学内部質保証推進委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪体育大学内部質保証推進規程第2条第3項により、内部質保証推進委員会（以下、委員会という。）について必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、内部質保証の推進を統括し、次の事項を任務とする。

(1) 大学及び学部・研究科等の部局（以下、部局等という。）における内部質保証の取組状況の監理

(2) 大学及び部局等における内部質保証の取組状況の確認

(3) 大学及び部局等への提言、助言、指示等

(4) 内部質保証に係る情報公開の確認

(5) 内部質保証に係る取組状況及び取組結果等の学長への報告

(6) その他必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

(1) 副学長

(2) 研究科長

(3) 学部長

(4) 研究科及び学部自己点検・評価委員長（各1名）

(5) 事務局長

(6) 庶務部長

(7) 学長室担当課長

(8) その他学長が指名する教職員

2 委員長は、第1号の委員がこれにあたる。

3 副委員長は委員長が指名し、委員長が不在のとき、その職務を代行する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、内部質保証の推進に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長がこれを行う。

附則 この規程は、令和４年２月２４日から施行する。

附則 この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附則 この規程は、令和７年４月１日から施行する。